

令和5年度 クマ類保護及び管理に関する検討会（第3回）

議事概要

日時：令和6年2月8日（木）10:30～12:30

場所：環境省第1会議室（合同庁舎5号館22階）

■検討委員（五十音順・敬称略）

大井 徹	石川県立大学 生物資源環境学部 環境科学科 特任教授
小池 伸介	東京農工大学大学院グローバルイノベーション研究院 教授
近藤 麻実	秋田県生活環境部自然保護課 主任
佐藤 喜和	酪農学園大学 農食環境学群環境共生学類 教授
澤田 誠吾	島根県西部農林水産振興センター県央事務所 林業部 主幹
山崎 晃司	東京農業大学 地域環境科学部 森林総合科学科 教授
横山 真弓	兵庫県立大学自然・環境科学研究所 教授

■オブザーバー

農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室

室長 阿部 尚人

課長補佐 谷川 智雄

林野庁森林整備部研究指導課森林保護対策室 室長 竹内 学

課長補佐 山下 広

国有林野部経営企画課国有林野生態系保全室 室長 森山 昌人 (web)

課長補佐 森 美映子 (web)

森林鳥獣害対策指導官 高麗 泰行 (web)

警察庁生活安全局保安課 理事官 渡辺 和巳

課長補佐 中渕 恵太郎

■環境省

自然環境局長 白石 隆夫

大臣官房審議官 堀上 勝

自然環境局野生生物課 課長 中澤 圭一

自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 室長 宇賀神 知則

室長補佐 村上 靖典

室長補佐 佐宗 等征

室長補佐 大川 瑛子

■事務局

一般財団法人自然環境研究センター	研究主幹	黒崎	敏文
	主任研究員	澤邊	佳彦
	主任研究員	小林	喬子
	主任研究員	林	優季
	研究員	山田	志穂
	研究員	菊池	しゅき

■議事

- (1) クマ類による被害防止に向けた対応方針（案）について
- (2) 令和6年度の検討について
- (3) その他

■配付資料

出席者名簿

- 資料1 クマ類による被害防止に向けた対策方針（案）
資料2 令和6年度以降の主な検討事項（案）

- 参考資料1 クマ類保護及び管理に関する検討会開催要綱
参考資料2 クマ類保護及び管理に関する検討会（経緯）
参考資料3 クマ類による被害防止に向けた対策方針（案）概要
参考資料4 クマ類の生息状況、被害状況等について
参考資料5 クマ類の生態について

議事概要

議事1 クマ類による被害防止に向けた対応方針（案）について

資料1 クマ類による被害防止に向けた対策方針（案）

環境省より資料1について説明

1. はじめに（P1）

（大井委員）

- 今回の対策方針は、今年度の秋田県及び岩手県で発生した人身被害が発端であるが、分布の変化や個体数の増加は東北地方だけでなく、全国的に生じる可能性がある。今回の機会を活かして対策を具体化し、管理を強化することが必要であり、対策方針（案）の内容は妥当だと思う。ただし、管理強化と保護の対策は同時に進めていく必要があり、28行目の「クマ類の地域個体群の将来的な存続を担保しつつ、人身被害対策を強化することである」の部分が非常に重要である。モニタリングによって対策の優先順位を明確にしつつ、地域個体群への配慮をする必要がある。
- 1ページの注釈1について、「遺伝的特性や生態的特性で「分類」される」とあるが、分類は専門用語であり適切ではないため、「区分」や「区別」と表現する方が良い。また、個体の移動を妨げる「山塊」とあるが、「山塊」はクマ類にとっては移動の障壁にはならないため大河川等が良いだろう。

（山崎座長）

- 34行目の「環境省をはじめとする関係省庁が都道府県と連携して」とあるが、これがこの対応方針を実現するために非常に重要であるため、このことは強調する必要がある。

2. クマ類による被害等の現状について（P2～5）

（佐藤委員）

- 4ページのヒグマの出没要因について、3行目に「春グマ駆除の廃止（平成元年～令和4年）」とあるが令和4年から春グマ駆除を再開しているわけではないため、「～令和4年」は削除した方が良い。
- ヒグマの状況は出没要因で書かれたとおりである。特に、警戒心の低下は大きな問題で、人の生活圏の中で人身被害が発生していることに強い危機感を感じており、従来の対策のみでは被害を防止するには十分ではないことが示されているのではないかと思う。駆除数は増加しているが農業被害もいまだに増加傾向であることから、集中的、効果的な捕獲の実施が必要となる。現在は、春グマ駆除に変わり「人里への出没抑制のための捕獲」が実施されているが、今後この捕獲による効果が出ると良い。
- 農業政策による大規模機械化経営や飼料作物の作付け拡大によって、特に餌資源が不

足する夏に畑地にヒグマが誘引されるため、未然防除の実施を推進する必要がある。また、生態系ネットワークのあり方についても再度見直す必要があり、農業政策、都市計画や河川計画に関連した他省庁と連携しヒグマに強い都市作りが求められる。

(近藤委員)

- 東北地域の現状は3ページに書かれている通りである。ただし、3ページの16行目に「クマの生息域と人の生活圏が入り組んでいる地域では、」とあるが、入り組んでいるかどうかに関わらず人とクマとの距離感が近くなっていることが問題である。集落周辺部への定着個体の存在は大きな問題で、棲み分けを図っていくことがますます重要である。今後は人とクマとの距離が接近している状況を解消することが課題であり、そのためには集落周辺での捕獲強化に取り組む必要があると思っている。
- 3ページの16行目の表現を修正する場合は、入り組んでいるではなく「クマの生息域と人の生活圏が近接あるいは重複している地域」への修正がよいと思う。

(澤田委員)

- 西中国地域は個体群の保護からスタートした。現在は個体数の増加と恒常的分布域が拡大するまで回復した。近年では、大量出沒も繰り返し生じており、大量出沒年の捕獲数も年々増加している状況がみられる。西日本において、クマが誘引される主要な放任果樹といえばカキだが、近年はカキに誘引されて集落内への出沒だけではなく、これまで出沒しなかった海岸地域にまで出沒したり、これまで被害が発生しなかったビワの食害を認めるなど出沒や被害の様相も変化している。個体数の増加とともに、夏の出沒も増えており、人とクマの棲み分けを徹底的に強化することが、今後力を入れていかないといけないことだと感じている。

(小池委員)

- 3ページの32行目に「錯誤捕獲が増加している地域があり」との記載があるが、錯誤捕獲の状況を公表している一部の都道府県を除くと、ほとんどの都道府県では錯誤捕獲の実態が不明である。そのため、ぜひ国が錯誤捕獲に関する状況について情報収集し、それを基に今後必要な対策について検討を進めてもらいたい。

3. クマ類による被害防止に向けた対策の方向性（P 6～7）

(小池委員)

- 6ページの「(1) 目的」は非常に明確となっている。その中でも、ゾーニング管理がとて重要になってくる。2000年代以降に大量出沒が発生しているが、出沒を抑制する取組みが必要である。現状の特定計画では、ゾーンが描かれていたとしても、ゾーニング管理は多くの地域で実現出来ておらず、出沒を防ぐための対策が進んでいない。そ

のため、8行目や18行目に「ゾーニング管理の推進」と書かれている記載は、「ゾーニング管理の実現と維持」という具体的な表現とする方がよいだろう。

(大井委員)

- ゾーニング管理が重要という小池委員の意見に賛成である。ゾーニング管理はすみ分けを図るための基本的な考え方となる。ガイドラインにもゾーニング管理の考え方は示されているが、線引きはされても各ゾーンで必要な対策が十分実施されていない現状があることから、ゾーニング管理の具体化という考えは重要である。
- 保護管理ユニットでの広域的な管理について取り組んでいるのは、現在は西中国地域と東中国地域の2つのみとなっている。保全すべき地域個体群をしっかりと認識して保護管理を進めることは今後も必要であることから、関連する自治体が連携して保護管理を進めることを推進してもらいたい。連携することで、モニタリングの精度が向上したりモニタリング経費の削減につながる。また、他の自治体と連携することで現状よりもさらに柔軟に管理を行うことにつながっていくと思う。

(山崎座長)

- ガイドラインでは考え方が整理されているが実現できていないことがあるため、それを実現するために何をしていけばよいかということをしっかり考えていくのが重要である。順応的管理について、兵庫県では毎年モニタリングを実施しているが、横山委員からも意見を伺いたい。

(横山委員)

- 兵庫県では毎年、出没情報等の関連データから個体数を推定し、翌年の生息動向を予測することで必要な捕獲規模について毎年検討している。これについては、実施につなげるまでが難しいのが現状だと思うし、毎年モニタリングを行って順応的な管理を継続するには非常にコストがかかるものである。予算面だけではなく、体制や労力等の確保も必要である。そのため、言うは易し行うは難しということで進んでいないのが現状ではないかと思う。ただし、出来ない理由を見つけるだけは改善しないため、例えば、毎年の実施が難しい状況であれば、2～3年に1回の頻度でも良いからまずは実施する等、出来ることからとにかく始めることが重要だ。そのためには、データがなければ何もできないので、必要なデータをどのように収集し、活用する体制を準備するかという点が重要である。これまで実施できなかったのはやはり体制面の問題が大きいと思うため、どのようにすれば体制を構築できるかについて考えるべきだろう。

(山崎座長)

- 体制構築に向けて、どの様に国が支援していけるかだと思う。

(佐藤委員)

- 順応的な管理についてだが、適切な対策が捕獲強化なのかどうかという点は慎重に検討する必要があるだろう。例えば、個体数が多く、被害や軋轢が大きい保護管理ユニットでは、集落周辺部で捕獲することは、軋轢を減らすのに一定の効果がでるだろう。一方で、個体数が少ないにもかかわらず軋轢が大きい地域や、個体数を減らしたのに軋轢が減少しないという地域も出てくるだろう。そのような場合は、捕獲強化という対策ではなく別の対策の検討が必要である。個体数と軋轢に関する指標を収集、モニタリングし、評価の結果に合わせて施策を検討・実施するのが、順応的な管理の本質である。そのためには、国からの支援を受けながら、都道府県できちんとモニタリングすることが重要だ。保護管理ユニットごとに保護管理を考えた場合、北海道は非常に広大な面積を道が管理する必要が出てくる。ただし、それぞれの地域性を考慮した保護管理が必要であることから、このような保護管理を進めるためにも国の支援を求めたい。

4. クマ類による被害防止に向けた行動（P 8～11）

(1) 指定管理鳥獣の指定（P 8）

(大井委員)

- 横山委員から順応的な管理を実現させるための困難さという話題があったが、財政面や実績を作っていくための課題に対して国が支援できるという点で指定管理鳥獣への指定については賛成である。ただし、それはただ捕獲をするのではなく、個体群の保全に配慮しつつ被害の軽減につなげる捕獲が実施されることが必要である。既にシカやイノシシが指定管理鳥獣に指定されているが、それら 2 種とは異なるクマ型の指定管理鳥獣制度を新たに創設するというくらいの気持ちで、支援メニューを考えてほしい。

(小池委員)

- 8 ページの 24 行目からに書かれていることは非常に重要である。指定管理鳥獣に指定されたとしても、「ゾーニング管理」や「個体管理」の考えの下で保護管理を進めることが重要だ。「ゾーニング管理」や「個体管理」のみならず、出没抑制のための「個体数管理」を行う上でも、精度の高いモニタリングの実施が前提であるため、指定管理鳥獣制度の中でモニタリングがきちんとできる体制を確立できるよう支援していきとよい。

(近藤委員)

- モニタリングが十分ではないという話があったが、都道府県のみで毎年モニタリングを継続的に実施する体制をつくることは難しいため、交付金でモニタリングを定期的に行うことができるようになることは非常に大きな支援となる。そういう意味では指定管理

鳥獣への指定に賛成である。8ページの16行目に、「適切なモニタリングが前提」と書かれているがこの点が非常に重要であることを強調するべきだ。大井委員の意見の中に「クマ型の指定管理鳥獣制度」という話題があったが、クマ型の交付金メニューを作ることにしても賛成だ。クマ類はシカ、イノシシとは異なる支援であるべきである。加えて、被害防除や出没抑制対策に対する交付金メニューも検討して欲しい。また、ゾーニング管理を実施する上では、人の生活圏周辺に生息しているクマをどのように管理するかが重要となる。8ページの18行目に「捕獲数、時期、場所、手法を限定して」とあるが、これらの手法が現時点では未確立であるのが大きな課題である。都道府県でも実践しながら確立に向けて模索していくが、全国的な課題なので、国でも率先して研究を進めて手法を確立してもらいたい。その際は、地域によって環境や人材のポテンシャルも様々なため、手法を一つに限定せず地域ごとに考えられるよう、複数の選択肢を提示して欲しい。

(佐藤委員)

- これまでの意見に同意しており、指定管理鳥獣への指定に賛成である。特に、北海道では5つの地域個体群があり、それぞれの地域個体群に対して道単独の予算で管理をすることは困難であったというのが現状である。指定管理鳥獣に指定することでモニタリングに対する国からの補助が受けられる、ヒグマの保護管理にも追い風になるだろう。ただし、今までの意見でもあったようにクマ型の事業をお願いしたい。シカ、イノシシは捕獲することが中心であるが、クマ類は人里への侵入や被害防止が中心のため、可能であるなら「クマ類被害防止等事業」等、事業名称も変更出来ると、従来の指定管理鳥獣であるシカやイノシシとは異なるということがメッセージとしても伝わりやすいだろう。指定管理鳥獣に指定することで、90年代から始まっていた保護的な対策から大きな転換となり、都道府県単独での管理も困難である中で、国も支援するという姿勢もメッセージとして伝わりやすくなる。

(澤田委員)

- クマ型の指定管理鳥獣の制度とすることに賛成だ。シカ、イノシシとは異なり個体数が多いわけではないので、人の生活圏に侵入してきたクマにどう対処するかということが非常に重要である。指定管理鳥獣に指定することで、これまで大規模に出来なかったモニタリングが各地域で実施出来るようになればメリットも大きい。ただし、指定管理鳥獣捕獲等事業の制度に携わった方からみれば、クマが指定管理鳥獣となるとシカやイノシシと同列であると誤解されるため、制度の内容と考え方は他の2種と異なることを強調して示せると良い。また、現行ガイドラインではゾーニング管理というとてもよい制度があるため、ゾーニング管理をベースにして指定管理鳥獣制度を活用してクマを管理していけるとよい。

(横山委員)

- これまでの意見に賛成である。現在起こっている大量出没や被害の発生は個体数の増加が背景にあると思う。どのくらいの水準がよいか探っていく必要はあるが、今の個体数水準では現場の対応や体制に対して多いため、人と共存可能な個体数水準まで個体数をシフトしていく必要があり、指定管理鳥獣としてのメリットを活かしながらこれらを進めていけると良い。指定管理鳥獣としての良い点は、モニタリングをしっかりと行い、実施計画を立てて、計画的に捕獲をすることなので、有害捕獲のような対処療法的な捕獲とは異なる点である。必要な捕獲が計画的に実施できることが大きなメリットで、この利点を活かしながら運用するのが重要である。兵庫県では、集落周辺で捕獲を行ったというのが被害防止に有効であった。また、クマ類がシカやイノシシと異なる点は長寿であることである。捕獲個体の中には20歳を超える個体もおり、寿命が長い分個体数も増えていく。それらを考えても、計画的な管理をするということに賛成する。

(山崎座長)

- 指定管理鳥獣に関する議論が上がった時に、かなり迷った部分があった。シカやイノシシの指定管理鳥獣捕獲等事業の現状を考えると、クマ類を指定しても大丈夫かどうかという懸念があった。だが、シカやイノシシとは同一の制度ではない新たな制度や名称の変更の検討、新たな交付金メニューを作成した上で実施するということを前提とした上で、クマ類の指定管理鳥獣への指定は賛成としたい。
- アフターケアも重要で、事業がきちんと目的に沿った形で運用、評価されているのか等、国として状況を集約し順応的な指定管理事業が行われているかを見ていく必要がある。
- 8ページの4行目に、「四国を除き本州の広い地域」となっているが、クマ類ならば本州のみではなく「北海道」も追加する必要がある。

(大井委員)

- 8ページ26行目の「人の生活圏に侵入した個体を排除するゾーニング管理が基本であった」とあるが、ゾーニング管理の内容が誤解されるため、「ゾーニング管理においては、人の生活圏に侵入した個体の排除に留まることが多かった」に修正すると良いだろう。

(2) 人の生活圏への出没防止 (P 8～9)

(横山委員)

- 野生動物管理の基本的な部分として、捕獲と防護の両輪でやるのが必要である。ここではそれを記載してもらっているが、クマ類を対象とした防護は難しいため、様々な事業と連動して、山と集落の境界を明確にすることが必要になる。ただし、個体数が多い場

合は、草刈りをするだけでは出沒を抑制出来ない。また、中山間地域では、自分たちの集落周辺の草刈りを実施することすら難しい状況である。周辺の藪化した環境を国土保全上どのように管理していくか、国土管理的な視点から検討していくべきである。

- くくり罠にかかっているシカにクマが誘引されることもあるため、捕獲を推進することについては、シカ・イノシシの捕獲も含め包括的に考える必要がある。捕獲者従事者の安全確保も含めて検討していくことを願う。

(佐藤委員)

- 市街地への内部侵入を防ぐためには移動ルートの遮断が必要となる。移動ルートについては、生物多様性国家戦略における国土の生態系ネットワーク化の負の側面が出た結果である。生態系ネットワーク化の構想自体は否定されるものではないが、負の影響が出たという現状を踏まえて、国家戦略を地域でどのように実現していくかの対策をきちんと考える必要がある。また、北海道では人口減少に対応した農業施策がヒグマの農地侵入の増加に影響したことが考えられる。環境省だけでなく国土交通省、農林水産省、地域防災では総務省とも連携・協力して、クマ類の侵入に強い集落作りとして進めて欲しい。

(澤田委員)

- 横山委員から意見があったように捕獲と被害対策の両輪が不可欠で、捕獲だけでは被害は防げない。なぜそこにクマがやってくるかを考えるとカキ等の誘引物によって集落内に侵入している。集落内への侵入を引き起こす要因を特定して、その対策をしていくことは必須である。
- 移動ルートの遮断や緩衝帯の設置は集落内に侵入させないための重要な対策である。しかし、緩衝帯は設置して終わりではなく、設置してからがスタートとなる。緩衝帯を設置した後、維持管理ができないと元の状態に戻ってしまう。緩衝帯設置による出沒抑制効果はなるので、設置した後の5年、10年、20年の維持管理体制を整えていくことを、当初の運用部分で関係者の共通認識として進めていけるように示していく必要がある。

(小池委員)

- 9ページの10行目からの出沒に関する事項について、過去の事例から学ぶことが大切であり、これまでの出沒データの収集・整理・分析をする必要がある。こういった、どこでも出来ることを示すことは意味がある。現状でも出来ないから対策をやらないという状況も多いことから、指定管理鳥獣に指定されたとしても、できない対策を都道府県や市町村に押し付けても何も実現できない可能性がある。一方、各都道府県でも実施できる対策の内容にはレベルの差があるため、それぞれのレベルに合わせてやれる対策を示し、長期的に都道府県が段階的にレベルアップしていくようにルールを敷いて

いく事が必要である。これらはガイドライン等で示していけると良いのではないかと思う。

(3) 出没時の対応 (P 9~10)

(大井委員)

- 9ページの20~22行目に「対応マニュアル等の作成」とあるが、出没の事例については、都道府県や市町村ごとに対応の経験はあるが単独では事例の数が少ない。それらの対応事例を広く環境省で収集・取りまとめて、技術力を確保するための標準的な対応マニュアルを作成するのはどうか。全国から収集し、分析すれば、充実したマニュアルの作成が出来るのではないかと思う。

(近藤委員)

- 秋田県で市街地出没対応の体制整備に大きく動いたのは、鹿角市で2019年度に発生した市街地対応時の実施隊員及び警察官の事故がきっかけで、この時に市町村と県と警察で関係性を作った。行政においては重大な事案が発生した後に必要性を感じてマニュアル作成などに動き出すことが多いのかもしれないが、やはり何か起きてからではなく、あらかじめそのような体制が構築できていた方が良いため、他地域でも頑張ってもらいたい。
- 9ページの34行目に、「鳥獣保護管理法の改正を含めて」と記載いただき感謝する。秋田県の実例の事例では、矢先に家がなくバックストップも確保できている状況であっても、射手を中心とした半径200m以内に人家が10軒以上あるため住居集合地域とされ、発砲できなかった事例がある。狩猟のために住宅地で発砲をすることはもちろん禁止であるが、法改正により出没時にもう少し柔軟な対応ができると関係者の負担軽減、地域住民の被害リスクの低減につながる。
- 10ページの麻醉銃に関する記述について、「対応事例を収集・整理し、確実に安全確保ができる条件等について都道府県等に周知する」とあるが、安全の確保には同時に難しさもある。実施できた事例のみではなく、危険事例やヒヤリハットも含めて、麻醉銃の難しさについても警察や関係者、その他一般の人に対しても周知していくことが必要だ。

(横山委員)

- 出没時の対応について十分に書いてもらっているが、現場では文章だけでは伝わらないような人の動きがある。例えば、現場での対応者が不足しているにもかかわらず、法律に縛られて、警察や行政が役割の押し付け合いを行い、対応が進まない場合もある。出没時の対応は誰かに任せるのではなく、全ての機関が協力しないと出来ない。そのため、警職法や鳥獣保護管理法で対応者が限定されるということではなく、警察・市町村・

捕獲従事等が連携して初めて市街地出没の対応が可能であることから、国での取り組みを進めて欲しい。

(4) 人材育成と配置 (P10)

(澤田委員)

- 人材育成は非常に重要である。専門的な人材がいないと、出没対応や現場でのマネジメントは不可能である。あらゆる対策を実行するには専門的な人材が必要で、クマのこと、地域のこと、行政のことを理解して現場を采配することが必要となる。市町や県に専門的な人材が配置されていれば、地域住民や関係機関・行政をつなぐパイプ役にもなる。人材育成の部分は、交付金の中でも強い支援が必要だろう。

(近藤委員)

- 澤田委員と同意見である。各地域に専門的な人材がいることで進むことが多いので、他の都道府県でも是非取り組んで欲しい。10ページの10行目「出没への緊急対応等ができる人材の育成」とあるが、保護管理ユニットの単位となると緊急時ではなく普段の対応が該当すると思う。緊急対応の場合はユニット単位ではなく2～3市町村に1名程度は必要となるだろう。文章の修正を検討して欲しい。

(佐藤委員)

- 人材配置が非常に重要なのはその通りである。ただ、行政の中ではポストを増やして人材を配置することは非常に高いハードルとなっているように思える。クマ類を指定管理鳥獣へ指定することでモニタリングの必要性も増えてくるため、指定管理鳥獣に指定することは専門的な人材配置も今まで以上に必要になるということをもっと強く伝える必要がある。

(山崎座長)

- クマに対して対応できる人材も限られているため、その体制整備をどうするか点も重要になってくるだろう。

(小池委員)

- 10ページの19行目から、専門的なカリキュラムについて書かれている。新たに人材を配置するのが難しい場合は、現職員の専門知識を向上させることも短期的には必要だと思う。これはクマだけではなく、他の鳥獣でも同様に必要であるため、農林水産省等と連携して支援を継続してほしい。

(大井委員)

- 文章の修正案として、10 ページ 10 行目の「各保護管理ユニット」の削除、19 行目の「県・市町村の担当職員」を「都道府県・市町村の担当職員」への変更を提案する。

(横山委員)

- 市町の職員が所属したまま大学院へ入学できる制度を始めている自治体もあり、現場の意識も高まっている。今現在は専門ではないが、今後専門家になりたいという人へのチャンスの場を設けること、自治体職員が学べる体制がつかれるように今後検討していってほしい。

(5) その他 (P10~11)

(近藤委員)

- 現場の状況の発信を強化することは重要だ。捕獲数が多いとハレーションが起こることがあるが、「行政はクマを絶滅させようしている」という、大きな誤解が生じているところがある。個体群の存続は前提で、必要な捕獲を実施しているという部分がなかなか伝わらない。国も都道府県もバランスを考えて、対策を実施しているということはもっと発信してほしいと思う。
- 報道のあり方について、去年は特に加熱気味な状況であった。例えば、現場での生中継の実施は本当に必要なことであるのかは熟慮してもらった方がよい。現場にマスコミが入ることで、マスコミ関係者を含む安全確保の面でも問題が生じることがあり、報道のあり方を考える必要がある。また、大量の多様な情報が発信されることで、地域で対応している人が心無い言葉で疲弊することや苦勞している状況が去年は特にみられた。情報発信のあり方については検討してほしい。

(佐藤委員)

- 8 ページに、指定管理鳥獣への指定はクマ類全体ではなく、「絶滅のおそれの高い四国の個体群は除く」となっている点が非常に重要である。現在、四国の個体群は個体数の回復がみられず積極的な保護施策の実行が不可欠な状況にあるため、指定管理鳥獣から外すとともに、希少鳥獣に指定し希少鳥獣保護計画の策定と共に保護施策の推進を行ってほしい。
- 社会の過剰な反応に関する事項として、指定管理鳥獣に関する今回の議論がこれから報道されると思うが、クマ類の指定管理鳥獣への指定は「捕獲強化」「個体数の削減」を目的としているわけではなく「軋轢の低減」が目的であるというのは、今までの議論を聞いて理解してもらえたと思う。報道する際の見出しや文章では、この真の意味が伝わるように報道してほしい。
- DX の推進について、兵庫県では毎年情報を収集し、翌年の政策に反映するとあったが、速やかに収集し分析する体制があるから実現できている。この文章では、情報提供に止

まっているが、「現場で収集したデータを分析し、関係者間で速やかに共有できる仕組みが必要」といった内容を追加してほしい。

(横山委員)

- 紀伊半島の個体群については、状況が不明で3つの県にまたがっている。個体群の状況を把握することに十分な調査と時間をかけるべきで、そのためにも3県の連携を促すように国での支援も進めてほしい。

(大井委員)

- 11 ページの7行目の「次の段階・・・」は、「四国の個体群については」という文章を追加した方がよい。

対策方針全体について

(山崎座長)

- サブタイトルは「クマとの軋轢の低減に向けた、人とクマのすみ分けの推進」ということで全員の賛同を得た。
- 細かい修正は座長預かりとして、対策方針の内容、指定管理鳥獣に指定することは全員の賛同を得た。
- この対策方針を絵にかいた餅にしないためには、環境省をはじめ、関係省庁で連携して対策を実行していくことが重要であることを検討会としても強く推したい。

議事2 令和6年度の検討について

資料2 令和6年度以降の主な検討事項(案)

環境省より資料2について説明

(山崎座長)

- クマ類が指定管理鳥獣に指定される場合、ガイドラインの改訂は喫緊の対応が必要となる。必要に応じて保護管理検討会としても協力したい。

議事3 その他

環境省より次回のスケジュールについて説明

(環境省)

- 来年度以降は資料2で示した検討事項を踏まえて、検討課題を整理したい。本日は承された対策方針を踏まえ、環境省としての対応方針を本日午後大臣から発表いただく予定。

(山崎座長)

- 指定管理鳥獣については、懸念もあるが同時に期待したい部分もあり、きちんと運用されることを強く望んでいる。今からがスタートとなるため、これから継続して今後の動向をみていきながら必要な助言・提言を続けていきたい。検討委員には今後とも協力をお願いしたい。

以上